

秦代「禁苑奐（堧）」の空間構造とその由来

—— 龍岡秦簡をめぐる検討 ——

馬 彪

はじめに

- 一 「城下田」となる公田
- 二 「池」などの国有山沢
- 三 「堧」における放牧場
- 四 「堧」の道・獵場・墓
- 五 「禁苑堧」構造の由来
むすびに

はじめに

龍岡秦簡は秦代における禁苑に関する律令^二として、その18・27・28・29・30・121簡^三など6枚の簡に、「禁苑奐（堧）」という土地に関する律文の存在を見出した。

「盜徙封、侵食冢廬、贖耐。□□宗廟奐（堧）□」（121簡）

「城旦舂其追盜賊・亡人、追盜賊・亡人出入禁苑奐（？）者得^レ□□」（18簡）

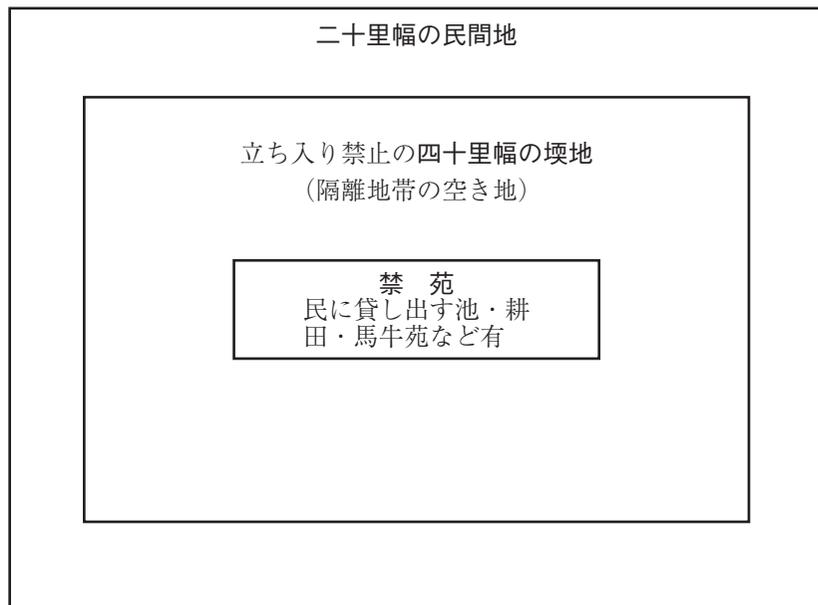
「諸禁苑為奐（堧）、去苑卅里、禁毋敢取奐（堧）中獸、取者其罪與盜禁中【同】□□」（27簡）

「諸禁苑有奐（堧）者、□去奐（堧）廿里毋敢每殺□……敢每殺……□」（28簡）

「射奐（堧）中□□□之□有□□毆（也）□□□其□□」（29簡）
「時來鳥、黔首其欲弋射奐（堧）獸者勿禁。□□」（30簡）

それらはこれまでの文献資料には見受けられない、秦王（皇）朝における禁苑の独特な空間構造に関わる非常に貴重な出土文字資料である。その「奐」字について最初の整理者は「奐」と解釈したが、この誤りは後に胡平生氏によって訂正が加えられ、「堧」という特別な土地であることがわかった。胡氏説^四の貢献とは、まずは「奐」という字は「堧」や「孺」の仮借字であるとの解釈である。次は「龍岡秦簡」に見られる「奐」は文献にある「宮堧」「廟堧」

という堰地に近い意味を以て、「隔離地帯」であるという説を提出したことがある。また、「栗(堰)」の役割については「防衛の範囲を拡大し、皇室の建築あるいは領地の安全を確保する」ものであり、しかも「それ(堰)は内垣・宮殿・宗廟・禁苑と同じく、神聖的侵犯する可からずものである」(原文は「它(堰)―引用者注) 同内垣及宮殿・宗廟・禁苑一様、也是『神聖不可侵犯的。』」『龍崗秦簡』(中華書局2001年版P171)と述べた。図示すれば、禁苑↓四十里幅の堰地↓二十里幅の民間地帯(小文では「準堰地」という)の同心構造となる。しかし、胡氏説に対して一つの疑問が生まれ、一つの課題が残されたと思う。疑問というのは、堰地は「禁苑と同じく、神聖的侵犯する可からずもの」であるか、本当にそうであればなぜ「毋(無)符傳而闌入門者、斬其男子左趾」(簡2)のような律(令)は「堰」に適用していないか。課題というのは、「堰」の構造(中身)とその由来について胡氏説では全く触れられていないので、本論では、堰地の「城下田」という意味から、秦代「禁苑栗(堰)」における公田・山沢・牧場・道路・狩獵場・墓地など構造的な存在及び「禁苑栗(堰)」の由来について考証し、龍崗秦簡に載せた「禁中栗(堰)」の性格を明らかにする。



胡平生氏説のイメージ図…

一 「城下田」となる公田

「塹」は『説文解字』に「塹」として「塹、城下田也。一曰、塹、郤地。从田夷聲。」とある。段玉裁の『説文解字注』に「所謂附郭之田也。張晏云、城旁地也。」とあり、「郤當作隙。古隙、郤字相假借。「曲禮」郤地、即隙地也。」とある。所謂「塹」とは「城下田」と「郤（隙）地」という二種の余地である。「城下田」という「塹」は「塹」とも書く。顔師古に「塹、餘也。宮塹地、謂外垣之内、内垣之外也。」（『漢書』食貨志の注より）とした。『前書音義』に「塹、城郭旁地。」（『後漢書』孝桓帝紀における李賢の注より）とある。『漢書』翟方進伝に「稅城郭塹」とあり、張晏の注に「塹、城郭旁地」とした。つまり、その「塹」は、『説文解字』の「塹」と龍崗秦簡「禁苑塹（塹）」の「塹（塹）」^五、いずれも「城下田」「城郭旁地」という意味である。「城下田」「城郭旁地」の「田」と言うのは、もちろん農耕地になる土地である。『漢書』食貨志に武帝末年、驥（搜）粟都尉の趙過が代田法を行うために、「試以離宮卒田其宮塹地、課得穀皆多其旁田畝一斛以上。令命家田三輔公田、又教邊郡及居延城。」とある。「塹地」は「塹地」である。師古の注に「守離宮卒、閑而無事、因令於塹地爲田也。」と、李奇の注に「令離宮卒教其家田公田也。」と、韋昭の注に「命謂爵命者。命家、謂受爵命一爵爲公士以上、令得田公田、優之也。」と、顧炎武の注に「概塹地乃久不耕之地、地力有餘、其收多。所以作代田之法也。」とある。これらの史料によってわかっ

たのは、一つは離宮（即ち禁苑）の塹地は農耕地として使用したことである。もう一つは、離宮塹地は「久不耕之地」であり、「三輔公田」や「邊郡及居延城」の荒地のような国有「公田」とされたことである。

秦代における禁苑の「城下田」「城郭旁地」も耕地となったかと追究すれば、龍崗秦簡39簡の「・禁苑畜夫・吏數循行、垣有壞決獸道出、及見獸出在外、亟告縣。」があり、その意味は、「禁苑畜夫や吏は、しばしば禁苑の垣を見回り、その垣が壊れて禁苑の獸が苑外に出ているのを見つけた場合、急いで県に知らせる」である。これと似たような律は睡虎地秦律「繇（徭）律」にもある。

「縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬（塹）・垣・離（籬）・散（柵）及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。（中略）其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材與有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇（徭）。」

（県が禁苑・公馬牛苑を修理するとき、徭役の徒を徵発し、苑の濠・垣・籬・柵を補繕すれば、すなわち苑吏に計られ、苑吏はそれを巡邏する。（中略）其の田に近づく獸と馬牛が稼を出食する恐れある処は、県畜夫はその傍らに田がある者に、貴賤なく、田の少多を以て裁量したうえに人力を出させ、そのように垣を脩繕しても、徭役とならない。）

禁苑垣のそばにも「有田其旁者」であるので、その「田」は間違なく禁苑の「城下田」「城郭旁地」である。

龍崗秦簡27簡にあつたように、禁苑から「卅里」を去つても「粟(塽)」の範囲内であり、「禁苑粟(塽)」は非常に大きな面積をもつ「城下田」であることがわかったが、その「有田其旁者」の人間が耕作した広い土地はどのように管理したか、という問題が生じる。龍崗秦簡にみる土地管理を担った官吏について検討しよう。

簡150の「租者且出以律、告典・田典、典・田典令黔首皆□(知)之、及□」があり、張金光氏は「典田」の下にある「典」とは衍文だろつという読み方によつて、簡文は「租者且出以律告典田、典田令黔首皆□(知)之」と読んだ。しかし、「典田」という職名は文献には見つけられない。筆者の読み方は「典田」の下にある「典」ではなく、その上にある「典」とは衍文だと考える。そうすれば、簡文は「租者且出以律告田典、田典令黔首皆□(知)之」と読める。「田租の徴収者は律によつてそれを田典に告げて、田典は黔首たち皆にそれを知らせる」という意味である。「田典」は秦王(皇)朝における公田事務を管理する官吏である。睡虎地秦簡「秦律十八種」厩苑律に「其以牛田、牛減絜、答主者寸十。有(又)里課之、最者、賜田典日旬。殿、治(答)卅。」とある。その意味は「其の(厩苑の)牛を以て田をし、牛の腰回りが一寸瘦せると、責任者に十回の答をする。また、里で考査を行い、成績優秀となれば田典に十日の功勞を賜い、最も成績悪ければ答三十回となる。」である。つまり、公的な厩苑の牛を使って「田す」(耕作する)土地は公田しか考えられなく、一方でその土地の管理役という「田典」は公田を管理す

る官吏であるのは間違いない。

「田典」の所屬について研究者達から僅かに異議があるが、それは土地と田租を管理したものである点では一致している。

また、簡144に「租者・監者、詣受匿租所□」とあり、租者と監者はそれぞれ田租を隠蔽する意味である。「監者」とは監督者であることは、睡虎地秦簡「法律答問」の「空倉中有薦、薦下有稼一石以上、廷行【事】賞一甲、令史・監者一盾。」という律文でわかつた。龍崗秦簡に登場した土地管理役は「田典」「監者」しかないことに注目すべきだ。筆者は「田典」「監者」こそ塽地における公田の管理役であると考え、そうしなければ「田典」「監者」が管理する土地は龍崗秦簡ではどこに存在するのかわからなくなってしまうと思う。

「田典」「監者」の仕事に関する律令は龍崗秦簡には多く見られる。その仕事は楊振紅氏の考証によつて簡180にみる秦王(皇)朝の「行田」「授田」ともいう)制を実行するものであることがわかつた。すなわち彼らは政府所用の公田を黔首に貸し出して、その授田の土地と租税の計算や徴収などを行う管理者である。具体的にいえば、これらの官吏は基層社会の郷政府の役人として、毎年、政府の公田についての税収基準を黔首に伝えて、農耕地の測量や租税の徴収、また黔首の「盗田」罪の懲罰などを担当する。彼らが仕事中行う「匿田」「遺程」「敗程」など汚職への処罰も法律によつて厳しくされる。

残念ながら、楊氏の論には「城下田」の存在が全く無視されてしまった。筆者の考えは、秦国は商鞅の変法以来、軍功爵によって土地を与え、例えば『商君書』境内に兵士、「能得甲首一者、賞爵一級、益田一頃、益宅九亩」とあるので、軍功爵の多少によって人間の「貴賤」が生じ、「田の少多」が出た。睡虎地秦簡の「田律」に「入頃芻稟、以其受田之數、無狼（壘）不狼（壘）、頃入芻三石、稟二石。」があり、「有田其旁者」の「城下田」もその国からの「受田」だろう。また、統一秦の前に禁苑垣の外側にあった土地はまだ「塚」と名付けられなかった可能性が高いが、その場所は龍崗秦簡にみる「栗（塚）」と全く同じ土地であるので、後の漢代にも引き続いて使用していた「宮塚」の源であることだけではなく、『漢書』翟方進伝にみる「税城郭塚」という提案はすでに秦時代にも前例があったといえよう。

二 「池」などの国有山沢

上述したように、禁苑のまわりに「城下田」として公田が存在したことが分かったが、つづいて論じたいことは、塚地には公田以外の存在はなかったのか、もし他に存在するならば、どのような場所だろうか。

簡1に「諸段（假）兩雲夢池魚（漁）及有到雲夢禁中者、得取灌（？）□□□□□」とある。意味は、「凡ての兩雲夢官の池沢を仮借して漁業を行い、及び雲夢禁中に到る者有れば、灌（木）を取ること

を得」である。

まず、簡文「雲夢池」の「池」^九について考証しよう。「池」とは『説文解字』に「陂（いけ）なり」（段注本）とあり、堀池をいう。（段注本）とあり、「堀池」を意味する。『西都の賦』李善の注に引く『説文』には、「城に水有るを池と曰ふ」とあり「城池」の意である。また同じく、『説文』の「沼」においては、「池なり」（段注本）とある。「沼」と「池」との区別は『風俗通』山沢に「圓なるを池と曰ひ、曲なるを沼と曰ふ」とする。つまり、城池と沼とも「池」といえるが、「沼」は自然のもの、池は掘鑿になるものであろう。（白川靜『字通』）という。故に、簡1にみる「池」は雲夢禁苑の人工の城池とその城池に繋がる自然の沼沢とも指すと考えられる。簡1にみる「池魚（漁）」とは雲夢禁苑の城池と繋がる雲夢沼沢で漁する意味であろうとしたいが、考証しよう。

では、雲夢睡虎地秦簡「徭律」に禁苑、または公馬牛苑に「堀・垣・籬・柵」（塹垣籬散）があると明記したので、雲夢禁苑に堀池があった証拠となるが、その堀池が沼沢と繋がっていたかどうかについては、考証しなければならない。

雲夢地域には古来の名沢があつて、『漢書』地理志において、班固は「南郡、華容（県）」について「雲夢澤在南、荊州藪。」（「雲夢」は南に在り、荊州の藪なり。）といい、また「沱、瀾既道、雲夢土作父。」（「沱、瀾既に道なり、雲夢土父と作す。」）といった。顔師古がいうに、「沱、瀾二水名、自江出為沱、自漢出為瀾。雲夢、

澤名。言二水既従其道、則雲夢之土可為畎畝之治也。」(『沱』と『澗』は二つの川の名前である。長江から出たのが沱であり、漢水から出たのが澗とある。『雲夢』は沢の名前である。二つの川はすでにその水道によって流れるので、雲夢の土地も田間になったはずだ」という。)とある。師古の注について、王先謙は「蓋雲夢為地至廣、其中有澤有土。當洪水汎濫、皆在巨浸中。至是而水瀦於澤、其土乃可治。」(雲夢は土地となると極めて広大であり、その中に池沢もあれば土地もある。洪水の氾濫に当たれば、みな大沢のなかにある。これ(今日)に至って、水は沢にたまるので、その土地は治すべき(耕地)となった。)と解釈している。

以上列挙した漢の班固・唐の顔師古・清の王先謙の例から、凡そ分かったことは、雲夢は広大な沼沢であり、それは沱と澗という二つの川の氾濫からきたものである。洪水が氾濫した時、そこは見渡す限り水であり、洪水が去った後、一部の沢底は露出される。故に、広大な雲夢沢には沢も有り、土も有る。では、雲夢沢には一体、池があるのだろうか、という問題がまだ残っている。この問題について、酈道元は『水経注』に下記のように記した。

「夏水出江津于江陵縣東南。又東過華容縣南。」注曰く「夏水又東逕監利縣南。晉武帝太康五年立縣。土卑下、澤多陂池。西南自州陵東界、逕于雲杜沌陽為雲夢之藪矣。韋昭曰・雲夢在華容縣。」

「夏水は江陵県の東南の江津より出ず。又東し華容県の南を過ぎる。」注曰く「夏水又東し監利県の南を径ざる。晉の武帝太康五年

に県を立つ。土は卑下にして、沢は陂池多し。西南州の陵東界より、雲杜沌陽に径るを雲夢の藪を為すなり。韋昭曰く『雲夢、華容県に在り。』」

この史料によって、雲夢沢は土地が低下しているので、確かに池が多かったことが分かった。

そして、譚其驥氏の研究によって、「雲夢には林あり、平野あり、池沢はただその一部を占めた」^三ことも明らかになった。簡一の「池」は雲夢沢における沼沢のような存在であると考えられる。また、雲夢禁苑が雲夢地域に位置したことは秦の始皇帝や漢高祖がそこへ行った文献記録^四の根拠があるので、確実である。

その上に、簡一の「池」は一体、堀池か沼沢かという問題を考えると、筆者は雲夢禁苑の堀池と雲夢地域の沼沢が繋がったものであるだろうと解釈したい。なぜなら、発掘調査によると、長江流域における古代都城の殆どに臨水建築という特徴がみられるからである。

曲英傑氏は長江流域古代都城に関する詳しい研究に加え、それら都城は殆ど自然の河に臨んで造られたことを論じ、長江流域の古代都城を「居高臨水」「倚山傍水」「臨江築城」「環水築城」「夾水築城」「跨水築城」等に分類したこと^五は正しいと思う。雲夢禁苑のような長江流域の都城も例外ではないと思っている。氏の研究成果に基づいて、筆者は、長江流域における都城の堀池は殆ど自然の沼沢や河川を改造して利用されていたことから、堀池が沼沢と繋がっている

る特徴があると考えている。例えば、六千年前の豊原城頭山城遺跡では「城外の堀は幅30～50メートル、東に向かって澹水に繋がっていた」^{二六}とある。春秋時代の武進淹城は、「淹城の城址は今の江蘇武進市湖塘郷に位置し、北西約7千メートルのところに常州市、北約30千メートルのところに長江、東にすぐ大運河、南西約10千メートルのところに瀟湖という湖がある（中略）城址は内・中・外の三つの堀が互いに繋がって、ともに城外の河川に繋がった」^{二七}とある。また、龍崗秦簡が出土した楚王城遺跡の調査者によって、城北側の堀がよく残っていて、南側の堀は漬水という川に繋がっており、それは現在でも雲夢県城の排水路として使われていることが分かった^{二八}。

要するに、禁苑における堀池の殆どが天然沼沢を利用したり、或いは、人工の堀池は天然沼沢へと繋がっていたことを考えると、「両雲夢池」とは禁苑の堀池を含める雲夢池沢であると言える。したがって、少なくとも禁苑堀へ繋がる池沢は、禁苑を囲った四十里幅の塹地にあったことは間違いないと思う。

三 「塹」における放牧場

上述した睡虎地秦簡「徭律」において、「公馬牛苑」と「禁苑」が並列の表現であることから、空間的に言うところ「公馬牛苑」は「禁苑」とは別の場所に置かれていたことは確かである。また、「公馬牛苑」

は必ず国有土地に設置するはずなので、禁苑の外側に位置する「城下田」や国有山沢、すなわち龍崗秦簡に見る塹地には「公馬牛苑」があつたといえるが、残念ながら確実に判断できる史料はまだ発見されていない。しかし、文献史料には塹地について「行馬」という史料があり、『史記』五宗世家の「索隱」で、「塹」について服虔の「宮外之餘地」説と顧野王の「墻外行馬内田」（垣外において行馬する宮田である）説を引いて解釈した。塹地には馬などの畜産があつたのは間違いない。出土文字には公馬牛を放牧する場所に関する史料があつて、その場所の性格について以下のように論じたい。

睡虎地秦簡「廩苑律」に、

「將牧公馬牛、馬〔牛〕死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其人其弗亟而令敗者、令以其未敗直（値）賞（償）之。其小隸臣疾死者、告其□□之、其非疾死者、以其診書告官論之。其大廩、中廩、官廩馬牛毆（也）、以其筋、革、角及其賈（價）錢效、其人詣其官。」とある。

律文の意味は、「公馬牛を放牧するとき、馬牛が死んだ場合は、放牧するところが所属する県の官府に急いで報告し、県は速やかに死んだ馬牛を診察してから官府にそれを納入する。急がず、死馬牛を腐敗させれば、腐敗する前の値段で賠償せよ。大廩・中廩・官廩の馬牛が死んだなら、その筋・革・角及び肉の売値を放牧者は持つて主管官に納入する。」とある。

この律文によって、国営する「大廩」「中廩」「官廩」^{二九}を含む「公

馬牛苑」の馬牛は各地方で遊牧していたことが分かった。その遊牧する場所は当然、耕地ではない、各県(道)境内における公田と国有山沢である。禁苑のまわりにある「城下田」も例外ではないだろう。このように考えれば、なぜ冒頭に引いた龍崗秦簡における六枚の「禁苑(堧)」に関する簡の律文のうち四枚が禽獸に関わるのか、という疑問が解決されると思う。

簡27「諸禁苑為(堧)、去苑卅里、禁毋敢取(堧)中獸、取者其罪與盜禁中【同】」の意味は、禁苑は(堧)を置き、苑から四十里の範圍の(堧)中では敢えて獸の捕獲を行つてはいけない。捕獲を行えばその罪は「盜禁中」と(同じく)罰する、とある。この律文について検討したい点がいくつかある。

まず、禁苑のまわりに設置する(堧)地ではなぜ禁獵の必要があるのか。上述した睡虎地秦簡「徭律」に禁苑と公馬牛苑から「獸及び馬牛の出ること」とあつて、周辺(堧)地の農作物の被害防止を配慮するばかりではなく、なにより禁苑の禽獸馬牛は皇室の財産であるので、それらの安全保障も大切なことだろう。

また、禁苑において、禽獸は飼養されるので獸を獲つてはいけないのは当然であるが、例外もある。例えば簡32に「諸取禁中豺・狼者、毋(無)罪。」(禁苑で豺・狼を捕獲しても罪とならず。)がある。これは、禁苑禽獸の天敵の豺と狼を獲ることは例外という補足的な説明であるといえる。このように、主な律文に対し補足する律(令)も存在することを考えると、簡34の「取其豺、狼、獬、貉、狐、狸、

穀、□、雉、兔者、毋(無)罪。」という簡文は十分に簡27の「禁毋敢取(堧)中獸」という律(令)への補足と考えられる。理由は簡34と簡32を比べてみると、簡34の豺・狼以外、また八種の獸ともを獲つても「毋(無)罪」の場所は、簡32の豺・狼だけは獲つてもよい禁苑とは違う場所であるだろう。そうではなければ、二つの律(令)は重複して混乱させてしまっている。故に、その場所は禁苑以外の(堧)地しか考えられない。この考えは「(堧)中獸」に関する簡文が多い点にも合致している。つまり、(堧)地では基本的に獸を獲つてはいけないが、豺・狼・獬・貉・狐・狸・穀・□・雉・兔などを獲つても罪にはならない。

しかし、禁苑や(堧)地では豺や狼が危険性のある獸であるので、人間を襲えば、身の安全のためにそれを獲つても罪にならないのは当然であるが、なぜ(堧)地だけ豺・狼以外、数多くの獸を特例として獲つても許可されるかという問題もある。その問題を解決するため、簡34にみられる各々の獸の性格を追究しなければならぬと思う。それらの獸について胡平生氏と池田雄一氏が詳しく実証を加えた研究があつたので、ここで引用しておきたいと思う。

「獬、『説文』豕部に「獬、豕属也。从豕原声、讀若桓。『逸周書』曰「獬有爪而不敢以擻。」として、朱駿聲『説文通訓定聲』の説によると、恐らく「獬」の類で、あるいは「獬」の異体字だろう。獬、或いは「貉」と為す。『説文』豕部に「貉、似狐、善睡獸也。『論語』曰「狐貉之厚以居。」とする。」また「穀、『説文』犬部に「穀、犬

属、腰以上黒、腰以下黒、食母猴。」とする。¹¹⁰⁾

「狐」「狸」は共にイヌ科で肉食性がある。馬牛羊の分娩時には外敵と見なされたかもしれない。「兔」も、大なるは「如狸而毛褐」と李時珍『本草綱目』獸之二では「事類合璧」を引いている。大型の野ウサギの場合、地下茎を食し、植物（あるいは作物）を大きく損なう虞はある。「雉」は、『説文解字』によると一四種を数えるという。播種を損なう虞はあろうが、その端正な容姿の故か「不失其節」（『周礼』大宗伯、鄭玄注）ともいわれる。また細長さを感じさせる容姿のためか、李時珍『本草綱目』禽之二は、「陸禮統水経云、蛇雜遺卵于地、千年而為蛟龍之属、似蛇四足、能害人、」任昉述異記云「冬則為雉、春復為蛇、晋時武庫有雉、張華曰、必蛇化也」と、雉と蛇とが一体化することによるマイナスイメージの説話も引く。いつ頃まで遡り得る説話かは不明である。ただ「雉兔」は、「彭蒙曰、雉兔在野、眾人逐之、分未定也、鷄豕滿市、莫有志者、分定故也、物奢則仁智相屈、分定則貧鄙不爭」（『尹文子』）ともあり、庶人が狩猟に戯れる際の代表的禽獸である。¹¹¹⁾

両氏の考証から少なくとも以下の二つの結論を引きだせるだろう。第一、「獅」・「穀」・「狐」・「狸」などイヌ科の肉食性獣が馬牛羊などの畜産に害を加える可能性があるので、獲つても許す。第二、「獅」「雉」「兔」などは植物（作物）を傷つけるので、獲つてもよい。この結論は龍岡秦律の簡211「盜牧者」という言葉とあわせて考えれば、「盜牧」とはやはり許可を得ずに放牧をしてはいけない牧

場が存在したことは間違いないので、植物（作物）と畜産を損なう獸は獲つてもよいという律（令）は、禁苑のすぐ外側に公（官）馬牛の牧場があったので、植物と畜産を守るために設けられた規定であると思う。実は、このように考えれば、なぜ龍岡秦簡に数多く獸に関する律（令）が存在するのかわかるはずである。

例えば、簡100に「縣官馬牛羊盜□之、弗□□□」¹¹²⁾とあり、「縣官」とは天子や朝廷の意味である。『史記』絳侯周勃世家に「盜買縣官器」があり、「索隱」の注によって「縣官謂天子也。所以謂國家為縣官者、」『夏官』王畿内縣即國都也。王者官天下、故曰縣官也。」とある。従つて、墾地に設けられた公馬牛の牧場に、朝廷の馬や牛、羊など畜産を飼っていたことがわかる。

また、簡112に馬・牛・駒・犢・羔を死亡させた場合、死亡した馬・牛・駒・犢・羔の皮革及び□を、禁苑の係りに納入する（「亡馬・牛・駒・犢・【羔】、馬・牛・駒・犢・【羔】皮及□皆入禁□□（官）□□□」）律文と簡102に個人の馬・牛・羊・駒・犢・羔を県道官府に没収される（「没入私馬・牛・【羊】・【駒】・犢・羔縣道官。」）という内容をみると、前者は公的な馬牛羊とその子供が亡くなった場合はその革などを禁苑の官吏¹¹³⁾に納入することであり、後者は民間人の馬・牛・羊と子供などを没収する場合は県道官府に送ることである。その牧場では民間人の「私馬牛」放牧が禁止されて、禁止を破れば「盜牧者」となることもわかる。

四 「堰」の道・獵場・墓

堰地の構成要素として、公田・山沢・牧場以外に、馳道・狩獵場・墓地なども存在するだろう史料を龍岡秦簡においても発見し、この節で、それらの史料について検討をしたいと思う。

龍岡秦簡における馳道に関わる律（令）はいくつかある。

龍岡秦簡の簡60に「中、及奴（驚）道絶馳道、馳道與奴（驚）道同門・橋及限（？）」とある。その「旁道に至って馳道を渡り、馳道と旁道は門や橋や……を同じくす」という文脈から、人が馳道を渡ろうとすれば必ず旁道を経由するということだけでなく、馳道と旁道は共用する門や橋などを通らなければならないということが分かる。

龍岡秦簡の簡31に、

諸弋射甬道・禁苑外卅（？）里（？） 馘（繫）、去甬道・禁苑
（およそ甬道を弋射したものは、禁苑外三十里内で行えば拘束し、甬道を離れて、禁苑……）

とある。

『史記』秦始皇本紀に「秦始皇二十七年）作信宮渭南、已更命信宮為極廟、象天極。自極廟道通酈山、作甘泉前殿。築甬道、自咸陽屬之。」とある。その「甬道」についての注で応劭がいうには、「謂

於馳道外築牆、天子於中行、外人不見。」（『史記』正義）とある。つまり、「甬道」とは馳道に壁を設けることができる中央道路であることが分かった。これは「甬道」が「弋射」された場合、どのように対応するかという内容であることは確かであり、甬道にその中を走行する要人の身の安全を守る機能がある馳道に関する律（令）文である。もし本文の冒頭に挙げた簡30の「時來鳥、黔首其欲弋射奕獸者勿禁。」（渡り鳥が飛来し、黔首が、禁苑周辺の堰地で鳥獸を弋射しようとした場合、禁じてはならない）という文と比べてみると、堰地で鳥獸を弋射してもよいが、馳道の甬道に弋射すれば有罪であると読み取れる。

龍岡秦簡の簡15には「從皇帝而行、及舍禁苑中者、皆（？）（皇帝に従って行き、禁苑中に舍まる者は、皆……）とあり、秦王朝の皇帝が禁苑へ行くことに關する律（令）もあり、皇帝が專用道路の馳道を通って禁苑へ行くには、必ず禁苑のまわりに設置する堰地を経由するはずである。簡31の「卅里」という文字は、はっきりとは見えないが（「卅里」の可能性もあるかもしれない）、禁苑から「卅里」（卅里）のあたりに通る馳道はまさに堰地の範囲内であり、その律（令）は「禁苑外卅（卅）里」の堰地において「弋射甬道」禁止という律（令）^三であると考えられる。

簡119に「而輿軌（？）疾馘（驅）入之、其未能逃（逃）、亟散離（？）之、唯毋令獸」とあり、それは「輿は速く駆けさせてこれに追い入れ、逃げられないうちに獸を速やかに分離して、決

して獸に□□させてはならない。」という意味である。胡平生氏が本簡の内容は睡虎地秦簡の「公車司馬獵律」（皇帝の狩猟に関する律）の「●射虎車二乘為曹。虎未越泛薮，從之，虎環（還）、貲一甲。虎失（佚）、不得、車貲一甲。虎欲犯，徒出射之，弗得、貲一甲。」という律文と比べて「似乎内容與此比較接近^{三四}と指摘した。また、陳陶國、于孟洲の二氏^{三五}は「公車司馬獵律」の釈文を改めて検討し、「在虎還沒有遠離山林之前就加以追逐，使虎逃回山林，罰一甲。虎逃走，沒有獵獲，每車罰一甲。」と解釈した。従って、龍崗秦簡にこの皇帝狩猟律のような律文を載せることによって、当時、皇帝が狩猟した場所はどこであろうかと考えると、その場所は禁苑内部か、それとも、民間地域かという問題を避けられない。この問題について漢武帝の狩猟例を挙げてみたい。

『漢書』東方朔伝に武帝が「微行」し、「以夜漏下十刻乃出、常稱平陽侯。旦明、入山下（すなわち南山麓―引用者注）馳射鹿豕狐兔、手格熊羆、馳騫禾稼稻稭之地。民皆號呼罵詈（中略）於是上以為道遠勞苦、又為百姓所患、乃使太中大夫吾丘壽王與待詔能用算者二人、舉籍阿城以南、盤屋以東、宜春以西、提封頃畝、及其買直、欲除以為上林苑、屬之南山。」とある。

これは武帝が南山麓に行つて狩猟した話であり、狩猟中に隣接する民間人の農耕地を侵害したので、民の不満を招いた。結局、上林苑を南山まで拡大した。この例から、当時武帝が狩猟した場所は禁苑ではなく、民間地域に接する朝廷所有の山間地域^{三六}であることが

分かった。故に、龍崗秦簡の簡119にみられる皇帝狩猟の場所は、禁苑から離れたところの国有山間地に位置したのはほぼ正しいが、禁苑を囲った幅四十里の環状埭地に設置した可能性も否定できないだろう。

『漢書』李広伝に「李蔡）盜取神道外墻地一畝葬其中」とある。『後漢書』孝桓帝紀に載せる建和三年の詔令に「（連統震災のために）今京師廝舍、死者相枕、郡縣阡陌、處々有之（中略）若無親屬、可於官墻地葬之、表識姓名、為設祠祭。」とある。これらの文献史料によつて、漢代における「神道外墻地」や「官墻地」には貴族あるいは庶民の墓地があつたのは間違いないと思うが、秦代の禁苑埭地には墓地があつたかという問題については追究したい。

龍崗秦簡の簡121に「盜徙封、侵食冢廬、贖耐。□□宗廟奕（埭）」（田畑の堺を移動させたりし、墓や田畑の小屋を掠め取つたりすれば、耐刑に当たる罰金を贖う。……宗廟埭（を掠め取れば）……）とある。また、簡124に「人家、與盜田同灑（法）」とあり、「他人の墓（を破壊すれば）、他人の田を盗むと同法によつて処罰する。」という意味である。中華書局版『龍崗秦簡』の注釈者は簡121に「侵食冢廬、指侵占他人墳地。」（p112）として、簡124に「本簡前句内容着重在破壞他人墳墓、擴充自己的土地、即『史記・淮南衡山列伝』所說的『壞人家以為田』、而不是盜竊冢墓、因此論罪『與盜田同法』。」（p114）とした判断は正しいと思う。『唐律疏義』戸婚律に「諸盜耕人墓田、杖二百。傷墳者、徒一年。」とあり、似

たような律文があるので参考となる。

当然、簡121と簡124とも墓地は必ず塋地にあつたと言っていないが、これまで長い年月を掛けて行われてきた睡虎地秦簡と龍崗秦簡の出土地にあたる楚王城遺跡の考古調査によれば、その雲夢禁苑とみられる楚王城遺跡のまわりには大量の秦漢墓葬といくつかの戦国墓葬が発見されて、その周辺には複数の大型古代墓地が分布している。城西には睡虎地秦漢墓・木匠墳秦墓・大墳頭前漢墓があり、城南には珍珠坡戦国秦漢墓・龍崗秦漢墓があり、城東・城北には後漢墓などがある。これらの墓葬は、みな城壁からあまり離れていないのである。ある意味で、その墓葬は雲夢楚王城と一定の関連があるはずである。換言すると、これらの墓葬ほとんどは楚王城を使用していた間にできたはずである。発掘者の一人の張沢棟氏¹⁵⁾が言うように楚王城周辺にある墓葬は、全て城壁から外側に1kmの範囲内に分布している。この範囲とすれば、まさに上述してきた禁苑塋地内であることは確かであると思う。

龍崗秦簡の出土地である雲夢楚王城が禁苑であれば、簡文と考古発掘資料ともそのまわりに設置した塋地に墓地があつたと証明できる。また、既に引用した『漢書』『後漢書』にみられる「神道外墻地」や「官墻地」の墓地が異例と言え、秦漢時代における禁苑塋地に設けた墓地は塋地制度の一環として通常例と考えることができる。

文献史料には「漢内史府在太廟塋中」（『統資治通鑑』宋紀四十二）とあり、上述した龍崗秦簡121簡の「宗廟塋」もあることから、

塋地には役所や宗廟なども存在したと思われる。既に引いた『漢書』食貨志の「趙」過試以離宮卒田其官墻地」という史料にみられる「離宮卒」は、塋に駐屯地があつたかどうかははっきりと未だ分からないが、可能性がないとは言い難いであろう。

つまり、以上の考証によって龍崗秦簡にみられる秦代の「禁苑塋（塋）」は、確かに本文の冒頭に紹介した先行研究者が既に指摘していた「防衛の範囲を拡大し、皇室の建築あるいは領地の安全を確保する」ための「隔離地帯」であるが、「それ（塋）は内垣・宮殿・宗廟・禁苑と同じく、神聖的侵犯する可からずものである」という聖地ではなく、ただいくつか特別に律（令）が設けられた禁苑塋を囲う「城下田」である。その「田」で律（令）を守れば、耕作・狩猟・通過・祭祀などもできるはずである。また、統一秦の龍崗秦律と統一する前の睡虎地秦律を比べてみると、秦王（皇）朝になってから禁苑管理が発達したのと共に、その「禁苑塋（塋）」制も律令化したのではないかと考えられる。

五 「禁苑塋」構造の由来

以上のように龍崗秦簡と睡虎地秦簡に基づき、禁苑塋地の空間構造について考察し、たとえ全てでなくとも可能な限り「復元」した。しかし、龍崗秦簡は統一秦王（皇）朝が実行した律令であるので、

その史料を中心としてできた禁苑塹地は一体どのような由来があるかという問題が生じたと思う。換言すれば、統一秦における禁苑塹地の由来という沿革が分かなければその構造的な特徴も証明できないので、禁苑塹地の由来について探求したい。

まず、禁苑塹地は秦が全国を統一してから初めて成立したのではないかという筆者の考えを提出したい。なぜならば、同じ出土地で発見された睡虎秦簡には、小文にもよく引用したような「禁苑」に関する律令が多くあり、また「廐苑律」の律名も見つけたが、「塹」という用語は全く見当たらない。それだけでなく、上述したように本来なら「公馬牛苑」や「塹・垣・籬・散(柵)」や「有田其旁者」など塹地内外に存在したものの関連律文にも「塹」の存在はいささか見られない。なぜ「塹」が見当たらないかと問えば、最も考えられる理由は秦が統一する前に禁苑塹地はまだ成立していなかったため、睡虎地秦簡のような秦が統一する前の律令や文書に登場していないのは当然なことである。

そうすれば、禁苑の成立より塹地の成立は遅かったと考えられる。特に、禁苑と民間土地の間に設けられた幅六十里の分離地帯の律令のことを考えれば、それは個別的な禁苑に付けたものではなく、27簡の「諸禁苑為塹(塹)、去苑卅里」と28簡の「諸禁苑有塹(塹)者、□去塹(塹)廿里」の律令用語によって、「塹」がある全ての禁苑についての規約であることが分かる。また、上述した幅六十里分離地帯は秦王(皇)朝が「數以六為紀」という新制度を立ち上げた後

に出来た禁苑制度であるという判断に従って、秦が東方六国を統一したあと、各国の離宮別館を秦王(皇)朝の在地禁苑として、警備を強化し、始皇帝が全国へ巡幸したときの行在所とした。禁苑塹地の成立はそのときに行ったと考えられる。文献記録は勿論であるが、龍崗秦簡だけでも「沙丘苑」(簡35)・「河禁」(簡82)・「雲夢禁中」(簡1)など始皇帝の時にあった禁苑の名前が現れた。当時どれほど禁苑に塹地があったかは分からないが、少なくとも龍崗秦簡に見る塹地は、出土地の雲夢地域にあった「雲夢禁中」と無関係とは言えないだろう。

次に、雲夢睡虎秦簡と雲夢龍崗秦簡の出土地にあたる楚王城遺跡を具体例として、統一秦王(皇)朝における禁苑塹地の由来を論じたい。龍崗秦簡と睡虎地秦簡の出土地である雲夢楚王城遺跡について曲英傑氏はそれが「離宮別苑」(曲英傑『長江城址』湖北教育出版社2004年p397)であり、始皇帝が「過安陸」や「行至雲夢」したとき、「まさにこの城に宿つたはずである」(「当均留居此城」同上p223)と判断した。筆者は、曲英傑氏と異なる視点から、すなわち墓葬と出土文字によって、雲夢楚王城遺跡は龍崗秦簡に現れた「雲夢禁中」にあたる^{三八}と考えた。では、楚王城は秦の禁苑となる前にどのような存在だったか。それがわかったら、龍崗秦簡に現れた秦の統一後の「夢雲禁中」と比べることで、塹地成立への検討に大いに役立つと思う。曲英傑氏は雲夢禁苑になる前の雲夢楚王城について以下のように論じた。

「其（雲夢楚王城―引用者注）称「雲夢」、当承伝於古。晋杜預所言「江夏安陸郢城東南有雲夢城」（『左伝』宣公四年の注）、当指此城。又、宋玉『高唐賦』云「昔者楚襄王與宋玉遊於雲夢之台。」『戦国策』楚策一載「楚王遊於雲夢（中略）」其出遊雲夢、隨從衆多、場面浩大、所居似非此城莫属。由此類推、此雲夢城可能即興築於戦国之世、為楚王離宮、或称「雲夢之台」、與「章華之台」相類。這與考古發掘所推斷的修築年代亦正相合。（曲英傑『長江城址』p221~222）

曲氏は文献と發掘の二重史料からの研究によって「此雲夢城可能即興築於戦国之世、為楚王離宮」という結論を出した。

では、当時この「楚王離宮」のまわりはどのような自然環境であったか、それは秦の領土になってからどのように変わったかという問題については、譚其驥氏が以下のように述べたことがある。

這一地区本是一個自新石器時代以來早已得到相當開發的區域、其所以遲至春秋戰國時代還保留着大片大片的雲夢區、那当然是由於楚國統治者長期霸占了這些土地作為他們的遊樂之地―苑囿、阻撓了它的開發之故。（中略）雲夢遊獵區的歷史大致到公元前278年基本結束。這一年、秦將白起攻下楚郢都、楚被迫放棄江漢地區、舉國東遷於陳。從此秦代替楚統治了這片土地。秦都關中、統治者不需要跑到楚地來遊獵、於是原來作為楚國禁地的雲夢被開放了、其中的可耕

地才逐步為勞働人民所墾辟、山林中的珍禽猛獸日漸絕跡。到了半世紀後秦始皇帝建成統一的封建王朝時、估計已有靠十個県建立在旧日的雲夢區。（雲夢與雲夢沢）、『復旦學報』1980年『歷史地理專輯』。のち『長水粹編』河北教育出版社2000年版所収p581）。

譚氏の論述した春秋・戦国時代の「雲夢遊獵区」から前278年以後の「可耕地才逐步為勞働人民所墾辟」まで、さらに秦が統一したあと「已有靠十個県建立在旧日的雲夢区」までの雲夢地域の自然環境の変遷は、まさに龍崗秦簡に見る雲夢禁苑の周辺地域における環境の変化である。言い換えると、秦王（皇）朝の禁苑を囲った墾地はこのように変遷した土地で成立した。具体的に言うくと、上述した墾地の構成要素は譚氏の言ったことと比べると、秦の禁苑が成立する前に、楚王の離宮だけではなく、離宮のまわりの広い範囲とも立ち入り禁止の「雲夢遊獵区」だった。すなわち、その楚国王室専用の「雲夢遊獵区」は秦の占領地域になってから「開放」され、人民はその土地を「墾辟」して、「山林」を開発したりした。つまり、もとは王室所有の古い雲夢地域は国の公田や山林池沢として人民に貸し出し、開発された。もとの楚王の離宮は変わらなくても（名前も変わらなかつたのだろう）、まわりの環境は大分変わったが、やはり昔の「雲夢遊獵区」であつたので、一部の狩獵区は残されたり、一部の地域は秦の牧場や「公馬牛苑」に変身した。これらはかなり大きな変化とも言えるが、上述したような全国統一した禁苑墾地は

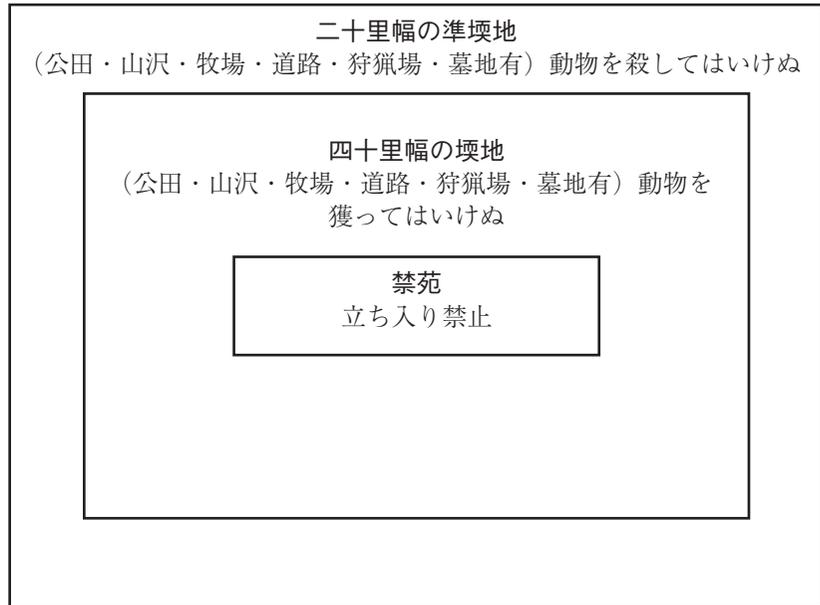
恐らくまだ登場していなかったのだろう。しかし、秦が全国を統一したあと東方六国の旧制の離宮別館も統一する必要があった。それは始皇帝が朝廷のほぼ半数の官僚を連れて各地方へ巡幸する計画が出来たことがきっかけである。暗殺が多数出た当時、始皇帝が巡幸先に宿る旧六国の離宮別館すべてに警備対策を出さなければならなくなつた。その対策の一環としていっさいの旧制離宮を禁苑と呼び始め、その一部には民間人との分離帯を設けることになつた。その分離帯の幅も全国一律で、新しい「數以六為紀」制によつて幅六十里（堰地40里と準堰地20里）とした律令を公表した。そこでは龍崗秦簡に見える禁苑堰地が成立したと考えられる。

むすびに

小文では龍崗秦簡にみる「禁苑堧（堰）」に関する先行研究の貢献と問題点を意識して、「禁苑堧（堰）」の空間構造と史的な沿革について考証を加えた。その結果として先行研究での「それ（堰）」は内垣・宮殿・宗廟・禁苑と同じく、神聖的侵犯する可からずものである」という結論と違い、堰地とは公田・山沢・牧場・馳道・狩獵場・墓地などであるという実質的な中身のある空間構造を明らかにした。また、統一秦以前における禁苑外側地域の歴史地理について考察して、「禁苑堧（堰）」は山沢と開墾地の変身という経緯がわかつた。最後に、秦の始皇帝は全国を統一したあと、戦国時代に残した

各国の離宮をすべて「禁苑」として統制し、彼が各地方へ巡行した際、それらの「禁苑」が泊まる先となつたので、禁苑の外側に40里幅の堰地と20里幅の準堰地である安全地帯を設けた。

このような考えに基づいて、再び冒頭に挙げた「禁苑堧（堰）」（律（令）に戻つて考えれば、「禁毋敢取」「毋敢每殺」という禁止令は禁苑から逃げ出す禽獣の安全を守る為だけではなく、また「弋射甬道」を禁止する律（令）のような皇帝を含める禁苑に進出する人間の安全保障という目的もあるといえよう。しかし、「禁苑堧（堰）」は禁苑のような立ち入り禁止ほど嚴重に警備される場所ではなく、むしろ非常に柔軟性がある律（令）で守られる民間地域と禁苑の間に設置された過渡地帯であると考えられる。これは後の時代にあつた小規模な宮殿堧・禁苑堧・神道堧などの堧と異なる性格であり、「禁苑堧（堰）」の誕生期における初期特徴ともいえる。



注

一 禁苑の壕地は日本にあったかどうかまだ分からないが、平安宮城のまわりに墻(壕)があったことを『延喜式』左右京職京程条に載せている。その位置は網伸也氏「平安京の造営計画とその実態」(『考古学雑誌』第84巻第3号、平成11年2月)の宮城周囲や南羅城外の墻(壕)地について内容を参照。同氏が筆者への手紙で「京内離宮である神泉苑の周囲は墻地として犬行きを広くしているようである」と指摘した。また、『大唐西域記』巻八の「菩提樹垣」に「墻垣内地、聖跡相隣」とあった。ゆえに、中国古代における禁苑の壕の構造と変遷が分かれば日本の宮城壕や古代インドにおける廟壕の起源に関わる研究も価値があると思う。

二 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』(中華書局2001年)の「竹簡内容簡論」に「我們認為龍崗簡其實只有一個中心、那就是「禁苑」。(p5)と紹介したとおり、当該簡の内容は秦朝の禁苑に関する律文である。

三 「龍崗秦簡」の簡番号は、出土した際に作った出土番号と劉信芳・梁柱編著『雲夢龍崗秦簡』(科学出版社版1997年)に載せる整理番号と中華書局版『龍崗秦簡』の著者が作った整理番号の三つがあるが、本論で使った番号は中華書局版『龍崗秦簡』の著者が作った番号である。

四 胡平生氏の「雲夢龍崗秦簡『禁苑律』中的「塙」(墻)字及相

関制度」、『江漢考古』1991年第2期、のち中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局）所収。

五 『資治通鑑』16に「墻、與塙同。」（胡三省の注より）として、『段注説文解字』に「玉海」云「塙正、墻俗。」是也。」とした。ゆえに、本文には「塙」を用いる。

六 張金光氏に「我以為原簡之第二典字並其重文符號乃涉前『典』而衍。除其所衍、則原文當作『租者且出以律告典』田令黔首皆知之」。其義可釋作『租者且出以律告典田、典田令黔首皆知之』。（中略）律文之義是主租者以律告典田、而典田再告令黔首皆知之、此係將律文逐級向下傳達、最後傳達到黔首們、令其皆知之。」とある。氏『秦制研究』（上海古籍出版社2004年版）p64を参照。

七 「田典」という官吏の所屬についていくつかの観点があり、高敏氏・（秦国）設置各種「官齋夫」以管理国有土地、耕牛、農具、種籽以及大車の製作與維修、仆役の徵集與獎懲等等的需要、於是就有田齋夫、苑齋夫、倉齋夫、皂齋夫及司空齋夫等等的設置。（「論『秦簡』中的「齋夫」一官」『雲夢秦簡初探』河南人民出版社1979年p199、また「田齋夫之下、也有田典、牛長等官。」（同上p195）とする。裘錫圭氏「田典大概也是田齋夫的下屬。」とし、「從秦律看、当時国家控制着大量土地以及其他生産資料（中略）土地的收授分配当然是田齋夫的主要任務」とする（「齋夫初探」、『雲夢秦簡研究』中華書局1981

年版p250）。山田勝芳氏は龍崗秦簡150の律（令）に「これは黔首に対して「典田」と「里典」とを通じて租納入の律を告知させ、それについて周知させているものとみられ、租徵收担当官であることみなすことができよう。」（山田勝芳『秦漢財政收入の研究』汲古書院1993年版p54）とした。氏の読み方で「田典」に「典田」を読んだが、その役人が「租徵收担当官」という公田管理官吏であることも認めたとと思う。

八 楊振紅「龍崗秦簡諸『田』、『租』簡釋義補正——結合張家山漢簡看名田宅制的土地管理和田租徵收」（『簡帛研究二〇〇四』廣西師範大学出版社2006年）を参照。

九 『龍崗秦簡』（中華書局2001版）の著者が簡1の「池魚」を「池鑿」p69と読んで、それを禁苑内部に設置した御池であると解釈したことは、恐らく正しくない。少なくとも「魚」を「鑿」の仮借字とする前例はなく、また秦代には禁苑の御池を民間人に貸し出した証拠もない。詳しくは拙作「龍崗秦簡一の解釈及びその性格について」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第2号2003年）を参照。

一〇 濠池と塙地との構造的関係とその機能は日本の藤原宮の例で説明すればよりわかりやすい。藤原宮のまわりにも「外濠」と「空閑地」と呼ばれる地帯があった。その地帯の中身はいまだはっきりとは分からないが、外濠のように民間人の住む条坊と隔絶した地割りであることが認められた。それだけでも古代中国に

おける禁苑・離宮の壊地と似たような機能があるといえる。林部鈞氏に「藤原宮の周囲には、約七〇メートル前後の空地がとりまいていた。」とあり、「また、外濠の存在も、条坊の中で宮をより隔絶した存在にみせるための装置であったと思われる。」とある。(青木書店『古代宮都形成過程の研究』2001年版、p236とp244。)

二 「藪」は『説文』に「大沢なり」とあり、湿原の意とする。

三 王先謙『漢書補注』「地理志」。

三 譚其驤「雲夢與雲夢沢」、『復旦學報』1980年『歷史地理專輯』(『長水粹編』河北教育出版社2000年版所収)。

四 『史記』秦始皇帝本紀に「二十七年十月癸丑、始皇出遊(中略)

十一月、行至雲夢、望祀虞舜於九疑山。」があり、『史記』高祖本紀に「用陳平計、乃偽遊雲夢」がある。皇帝が「遊雲夢」のとき禁苑に泊まった記録は龍崗秦簡に現れ、263簡に「從皇帝而行及舍禁苑中者皆(？)□□□□」がある。簡文の「行」は巡行の意であり、「舍禁苑中」は禁苑の中に宿る意である。ゆえに、雲夢禁苑は雲夢地域にあったことと皇帝が宿たところであるのは違いない。

一五 曲英傑氏は長江流域古代都城の詳しい研究に加え、以下のよう
にそれらの都城が殆ど自然の河に臨んで造られたことを強調した。「古人対城邑選址是相当用心的、而対其所臨水系尤為看重。長江流域河網密布、更是如此、且有巧用。就考古發現諸城址而

論、有居高臨水・倚山傍水・臨江築城・環水築城・夾水築城及跨水築城等。」とある(曲英傑『長江城址』湖北教育出版社2004年p391)。

一六 六千年前の澧縣城頭山城遺跡では「城外護城河寬35—50米、東與澧水連通」(同上、p240)とある。

一七 「淹城城址位於今江蘇武進市湖塘鄉境、西北距常州市區約7千米、北距長江約30千米、東近運河、西南約10千米有瀾湖(中略)内・中・外三条護城河相連通、並接城外河道」(同上、p370—371)とある。

一八 『湖北孝感地区兩処古城遺址調查簡報』(1984年の発掘簡報)『考古』1991年第1期。

一九 『漢書』百官公卿表に「太僕、秦官、掌輿馬、有兩丞。屬官有大廄・未央・家馬三令、各五丞一尉。」とある。「未央」「家馬」とは前漢から設けたが、「大廄」は秦簡に見る「大廄」のままであると考えられる。

二〇 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』(中華書局2001年) p86。

二一 池田雄一氏「呂后『二年律令』をめぐる諸問題」『中国古代の律令と社会』(汲古書院)【Ⅱ】第五章p454。

二二 簡210「皮及□皆入禁□□」は「禁」の下の文字ははっきり見えないが、おそらく中華書局版『龍崗秦簡』の「皮和□都上繳給苑官」という訳のとおりであるだろう。

二三 『唐律疏義』において宮殿や御在所の垣に箭射する罪に関する律文があり、参照できる。例えば、「衛禁律」に「諸向宮殿内射、謂箭力所及者。宮垣、徒二年。殿垣、加一等。箭入者、各加一等。即箭入上閣内者、絞。御在所者、斬。」とある。

二四 前掲中華書局版『龍崗秦簡』p6。

二五 「睡虎地秦簡中『泛薶』及公車司馬獵律新解」『中國歷史文物』2006年第5期。

二六 『漢書』食貨志に「至秦則不然、用商鞅之法（中略）顓川澤之利、管山林之饒」とある。秦漢時代において南山麓のような「山林」は、みな朝廷（国家）が所有するものである。

二七 張枳棟「雲夢楚王城遺址簡記」（『江漢考古』1983年第2期）を参照。

二八 拙作「城址と墓葬に見る楚王城の禁苑及び雲夢官の性格」、『都市と環境の歴史学』第三輯を参照。